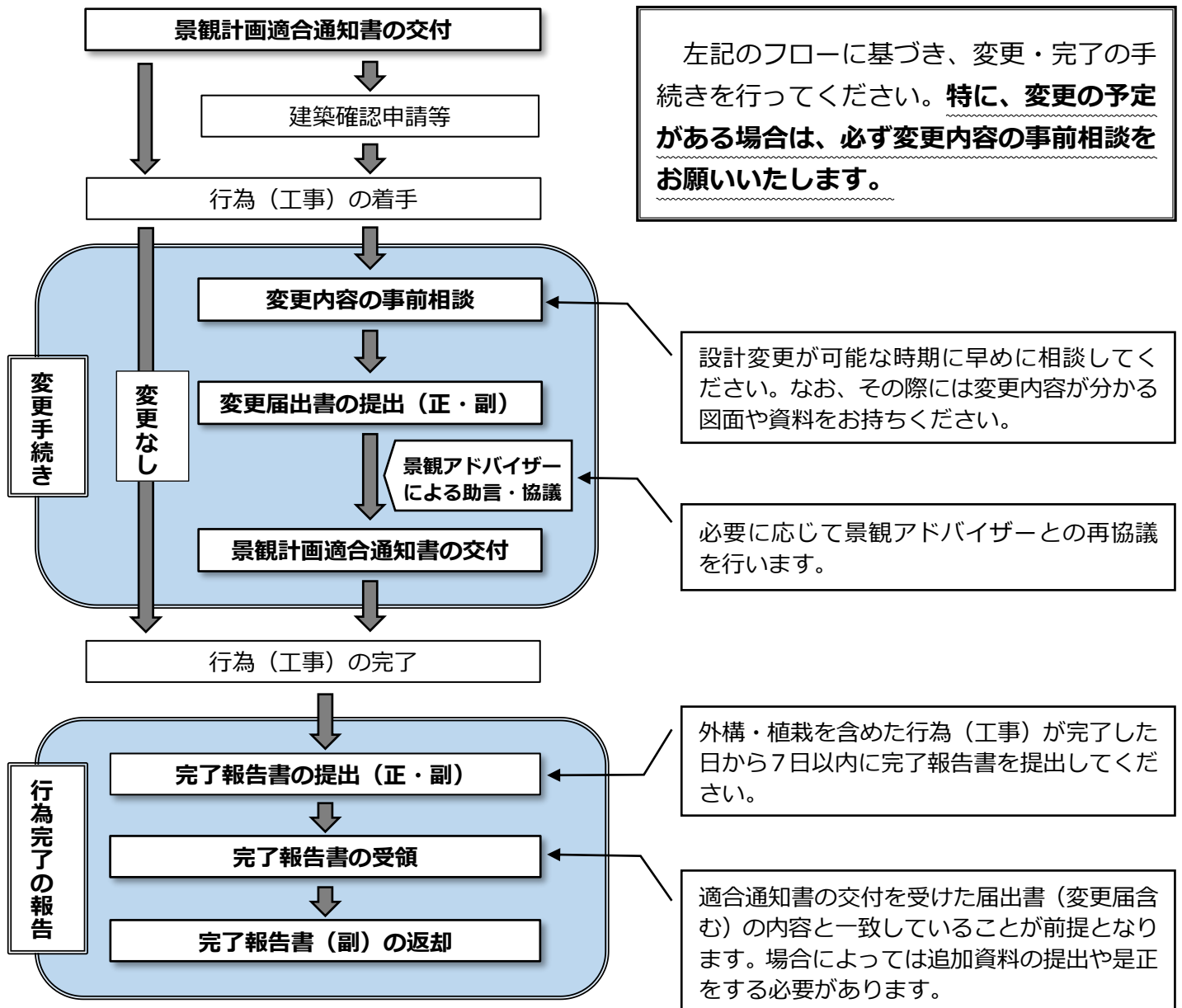


景観計画適合通知書の交付を受けた後の手続きの流れ



設計変更の時の注意事項

<変更の相談例>

- 外壁の仕上げや色を変更したい
- 設備・水槽・引込柱などを新設することになった
- 緑地の位置や範囲を変更したい、植栽の樹種や本数を変更したい
- 外構の仕上げや色を変更したい
- フェンスや防護柵、外部鉄骨階段を新しく取り付けることになった

上記は主な設計変更の相談例です。建物本体の設計変更がなくとも、附属する構造物（屋外鉄骨階段）や設備、外構計画、緑化計画などに変更がある場合も相談が必要です。

変更内容の事前相談を行っていない場合は、手続きに多くの時間や手間を要する可能性があります。

また、設計変更の際には、事前協議や景観アドバイザー協議での方向性や内容を踏まえてご検討ください。

連絡先

板橋区 都市整備部 都市計画課
都市景観係 ☎03-3579-2549

完了報告書の提出

提出書類

①完了報告書（指定様式あり） ②現場写真 ③撮影位置図

- ※①～③をセットにして、正・副の合計2部をご提出ください。
- ※写真に通し番号を付け、撮影位置図上に写真番号と撮影方向（矢印）を記載してください。
- ※危険な場所からの撮影は必要ありませんので、撮影可能な範囲で撮影してください。
- ※事業主や代理者に変更がある場合は、改めて委任状が必要です。
- ※完了報告書の指定様式は区ホームページよりダウンロードできます。

現場写真の撮影対象と注意事項

チェック表

①外観・外構

- ☐ 各面ごとに全景が分かる写真を撮影してください。不整形な建物の場合、別棟（駐輪場やごみ置場含む）がある場合は、それぞれの建物ごとに写真が必要です。
- ☐ 自主管理歩道、エントランス、駐車場・駐輪場などの舗装等の色・仕上げの写真を撮影してください。
- ☐ フェンス、防護柵などの色・素材の写真を撮影してください。
- ☐ すべてのサイン（看板・広告物・館銘板など）の全景を撮影してください。

②色彩（マンセル値）

- ☐ 外壁やサインの色彩（マンセル値）が分かるように色見本を外壁・サインに当て、『色見本のマンセル値が見える写真（近景）』と、『色見本を当てている位置が判別できる写真（中景）』を撮影してください。
- ☐ 外壁やサインに使用しているすべての色についての写真が必要です。

③緑化計画

- ☐ 樹種や高・中・低木・地被類の別が分かるように撮影してください。敷地内のすべての植栽（屋上緑化・プランターなども含む）の写真が必要です。

④建物に附属する構造物・設備

- ☐ 屋外鉄骨階段など、屋上補給・消火水槽、パットマウント、引込柱、室外機、給湯器など、屋外（屋上含む）に設置している場合は、植栽や目隠しなどによる修景の状況を撮影してください。

⑤駐車場・駐輪場（バイク含む）

- ☐ 道路や公園などの公共空間から見える位置に設置している場合は、植栽や目隠しによる修景の状況を撮影してください。

現場写真の撮影例



全景



色彩（近景）



色彩（中景）



屋上設備目隠し



パットマウント目隠し



駐輪場目隠し